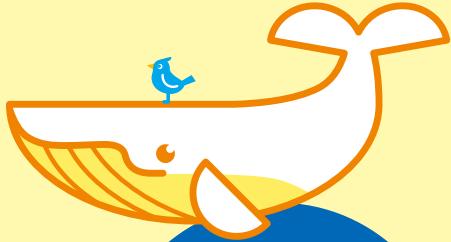




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

2016年

Vol.13

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

成年後見制度利用促進法と 民法改正について

床谷 文雄氏

大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



成年後見制度利用促進法と 民法改正について

とこ たに ふみ お
床谷 文雄氏 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

大阪大学法学部卒業。同大学院法学研究科博士前期課程修了。1998年から現職。

日本家族（社会と法）学会理事長、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事、大阪司法書士会家族法研究会チーフナー

主に、ドイツ法との比較において、親子法、夫婦別氏制、相続契約、高齢者介護・成年後見、家族間契約法などを研究している。1992年から1995年まで、フライブルク大学(ドイツ)外国私法・国際私法研究所(ライナー・フランク教授)に留学。

1993年から1995年まで、ソフィアブル大学(トイフ)外国私法・国際私法研究所(ソフィー・ラング教授)に留学。共編書として、『民法7親族・相続』(有斐閣)、『現代相続法』(有斐閣)、『親権法の比較研究』(日本評論社)、『家族法と社会保険法の統合』(信山社)などがある。

を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「円滑化法」という。4月13日公布、6ヶ月後施行)、同月8日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。4月15日公布、5月13日施行)が相次いで成立した。いずれも公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートほか成年後見に関わる司法書士等専門家団体が強く要望していたものであり、諸外国と比べて利用が低調とされる成年後見制度の活性化と、成年後見人の事務の執行に当たり実務上の難点とされたいたものにつき改善策を施すものである。国会審議の過程で修正が加えられ成立順序は逆になつたが、法案は利用促進法が先に提出され、円滑化法は、成年後見制度利用促進のための施策の一部を頭出しして具体化したものである。成年後見関連2法の意義とこれから成年後見制度の課題について述べてみたい。

① 利用促進法について

①利用促進法について

等と同じ構造を持つ関連政策推進のための枠組みを定める法律である。「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」(本法1条)と宣言する。成年後見制度の利用の促進についての基本理念とは、「①成年後見制度の理念を踏まえ(1項)、②地域における需要に的確に対応し(2項)、③関係機関・団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下で制度利用者の適切かつ確実な保護に必要な体制を整備すること(3項)」である(同3条)。

成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的に行われるべきこと等」を具体的に提示することで、制度理念をより分かりやすく、新しい潮流『意思決定支援』の重要さを認識させ、財産管理偏重から身上監護とのバランスのとれた成年被後見人等での生活を実現するべく、各機関が協力して取り組むべきことである。

立てる活用、⑧地域における成年後見人等となる人材の確保・支援の充実、⑨成年後見等実施機関の育成・活動支援、⑩成年後見人等の事務の監督・支援の強化のための家庭裁判所・関係行政機関・地方公共団体における人的体制整備、⑪家庭裁判所・行政・成年後見人等・成年後見等実施機関・関連事業者らの緊密な連携確保のための指針策定の11項目である。基本方針は関係者が要望してきたものを総合したにすぎず、特に目新しいものはないが、成年後見基本法ともいべき法律中に明確に位置づけた意味

て意思決定が困難な成年被後見人等の支援の在り方の検討は、必ずしも成年後見人等による「医療同意権」の導入を意味しないが、家族・親族の存否や医療者の責務との関係なども考慮し、慎重な判断が求められる。生命にかかわる場合や重大な結果を生じさせうる医療行為についてでは、家庭裁判所による許可あるいは個別権限付与の仕組みなどを検討すべきである。死後事務は円滑化法で部分的対応が採られたが、課題は残されている。

(2)めざす施策 (a)成年後見制度の利用
者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏
まえる、(b)高齢者、障害者等の福祉に関する
施策との有機的な連携を図る、(c)その上で、
第3条に掲げる3つの基本理念を具体化する
次の基本方針を挙げる(同11条)。すなわち、①
利用者の能力に応じたきめ細かな対応、②成年
被後見人等の権利制限の見直し、③医療・介護
等につき意思決定が困難な成年被後見人等の死
亡後の事務処理についての検討、⑤任意後見制
度が適切にかつ安心して利用されるために必要
な制度の整備、⑥成年後見制度の利用を必要
とする者に十分に利用されるための国民に対
する周知・啓発、⑦地域における成年後見制度
の利用に係る需要把握・情報提供・市町村長申

準が事理弁識能力の程度のみになつてゐること（民法7条・11条・15条）の見直しが求められる。成年後見人等の事務の範囲の見直し。特に医療・介護の場面及び成年被後見人等の死亡後の事務につき検討が求められる。医療等に際し

主に市民後見人を想定していると思われる(本法3条2項では市民後見人の活用を通じた人材確保を明示する)。研修の機会・情報提供・助言等に加えて、報酬助成などの支援措置が求められる。成年後見等実施機関(団体)の育成・支援も挙げられているので、社会福祉協議会やNPO法人等による成年後見の促進も期待される。本法では「親族後見人」という言葉は見当たらないが、本人を最も知る身近な家族親族による後見等も、規制・抑制対象とするだけではなく、育成・支援すべきである。最近では市町村・関係団体・マスコミ等主催の成年後見セミナー等の市民の関心も高い。家族がいきなり成年後見の場に直面し悩むというのではなく、「市民」として成年後見の研修等を受ける者が増えることも期待される。

成年後見制度利用促進法と民法改正について

(2) 成年被後見人の死亡後の事務処理 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるときには、成年被後見人の死後財産を管理することができる。

本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、郵便等の管理が必要という面はあるであろうが、保佐人・補助人は当然に代理権を有する者ではないから、基本的には、不十分ながら事理弁識能力のある被保佐人、被補助人の同意を得て対処すべきものであろう。

(2) 成年被後見人の死亡後の事務処理 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるときには、成年被後見人の死後財産を管理することができる。

(民法858条)。金融機関等や役所からの連絡文書であれば成年後見人の財産管理に当然関わるので職務範囲内と認められようが(ドイツ・フランスでも同様のようである)、あらゆる郵便物等は成年被後見人の生活・療養看護にかかるわるから、私的・個人的な信書まですべて見なければ職務を全うすることができないといふことは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、郵便等の管理が必要という面はあるであろうが、保佐人・補助人は当然に代理権を有する者ではないから、基本的には、不十分ながら事理弁識能力のある被保佐人、被補助人の同意を得て対処すべきものであろう。

(2) 成年被後見人の死亡後の事務処理 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるときには、成年被後見人の死後財産を管理することができる。

成年後見制度利用促進法と民法改正について、家庭裁判所や関係機関等の協力及び適切な役割分担。地域の関係機関・団体のネットワーク化は進んできているが、「高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携」が基本原則に挙げられたことから、家庭裁判所(司法)と地域包括支援センターなど福祉リソースとの一層の連携が望まれる。

(4) すべての者のための成年後見制度 利用促進法は、成年後見に係る施策の策定・実施に向けた国・地方公共団体の責務を定め(4条・5条)、成年後見人等、実施機関・関連事業者、国民一般に成年後見制度の理念の実現に協力する努力義務を課す(6条・7条)。成年後見人による横領等がマスコミで大きく報道され、成年後見制度への不信感も生まれている。不正行為の撲滅に向け、予防対策も進められているが、関係者の地道な取組みが信頼回復のためには欠かせられない。また、市民も皆いざれ利用すべき制度と考えて、より安心して使える、使いやすい制度を求めて、声を上げることが大切である。利用促進法は施策の枠組みを定めるに過ぎないから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的な施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的・個別的な信書まですべて見なされることは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

いから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的な施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的・個別的な信書まですべて見なされることは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、郵便等の管理が必要という面はあるであろうが、保佐人・補助人は当然に代理権を有する者ではないから、基本的には、不十分ながら事理弁識能力のある被保佐人、被補助人の同意を得て対処すべきものであろう。

成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

いから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的な施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的・個別的な信書まですべて見なされることは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、郵便等の管理が必要という面はあるであろうが、保佐人・補助人は当然に代理権を有する者ではないから、基本的には、不十分ながら事理弁識能力のある被保佐人、被補助人の同意を得て対処すべきものであろう。

成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

2 円滑化法(民法・家事事件手続法改正)について

成年後見人による郵便物等の管理 成年後見人は、職務執行に当たり成年被後見人宛て郵便物等を開封し、内容を点検することができるかどうか。これまで民法には明文規定がなかったため、通信の秘密・プライバシーの観点から消極的見解がある一方で、実務上かなり(も)わってきたようである。とりわけ金融機関・業者等からの通知(支払期限通告や督促等)や市役所等からの連絡文書は財産管理の面で重要な役割を果すことで本人に重大な不利益が及ぶおそれもある。そこで、今回の改正では、成年後見人の職務権限を明確にするため、郵送物等の配達の嘱託(転送依頼)と開封に関する規定が追加された。

家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行いうに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、6箇月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができるという転送ルールが導入される(民法860条の2)。た

いから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的な施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的・個別的な信書まですべて見なされることは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

本条の規定は、成年後見人についての規定であり、保佐人及び補助人には準用されない。保佐人・補助人の場合も事務処理上、同様の権限の必要性がある場合も考えられるが、郵便物等の取扱いと同様、保佐人・補助人は、基本的に相続人の存在が明らかではない、合理的な手段によつても相続人と連絡が取れない、回答がないという場合は、相続人の意思に反することが明らかとはいえない。

成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

いから、国・市町村の基本計画(12条)や具体的な施策が検討され、必要な法制整備と財政措置(9条)がなければ画餅に帰してしまう。人材育成と後見人報酬の公的・個別的な信書まですべて見なされることは、行きすぎと思う。本人の意思を尊重し、意思形成を支援するという成年後見の現在の理念からすれば、郵便物等を成年後見人に一律に転送する取扱いとなることは、転送の技術的な制約からやむを得ないのかも知れないが、開披については、できる限り本人の意思を確認して、「事務を行うに当たって必要があるとき」に許されることを成年後見人は自覚すべきであろう。

成年後見制度利用促進会議・委員会は2年と限ら

おわりに

日本成年後見法学会 第13回学術大会

平成28年5月28日(土) 東京都渋谷区の青山学院大学において、日本成年後見法学会による第13回学術大会が開催されました。会場は大教室にもかかわらず、用意された席だけでは座りきれない参加者も出るほど盛況で、大会への関心の高さが伺えました。

大会は理事長 新井誠氏による開会挨拶に始まり、テーマ「後見人の職務Ⅲ～障害者権利条約からみた後見人の職務と法改正～」に基いて、各方面の専門家による基調報告やパネルディスカッションが行われました。

プログラム

午前の部

【基調報告】

「障害者の権利に関する条約と第1回政府報告提出について」

坂本 大輔氏
(内閣府政策統括官「共生社会政策担当」付参事官「障害者施策担当」)

「障害者の権利に関する条約と成年後見制度の運用」

坂野 征四郎氏
(元東京家庭裁判所成年後見センター判事・弁護士)

「障害者権利条約と民法理論」

清水 恵介氏 (日本大学教授)

「成年後見制度利用促進法の意義と課題」

大貫 正男氏 (司法書士)



午後の部

【パネルディスカッション】

コーディネーター 熊谷 士郎氏 (青山学院大学教授)
パネリスト 赤沼 康弘氏 (制度改革研究委員会委員長)
井上 計雄氏 (弁護士)
山崎 政俊氏 (司法書士)
大輪 典子氏 (社会福祉士)

続いて清水氏からは、条約の要請による成年後見制度の見直しを通じて、改正が必要となるであろう民法理論について話がありました。条約12条がいう法的能力をどのように解決するのか、取消権規定の見直しの必要性、代理意思決定廃止や使者概念の再評価など、様々な観点から改正の考察が示されました。先に最高裁判決が出されたJR東海の事件では本人ではなく親族の監督義務者責任の解釈が争われましたが、全ての者が法の前に平等であることを求める条約5条



の趣旨から、障害者本人に不法行為責任能力を問う可能性も示唆され、責任能力に関する立法論議の必要性が示されました。

午前基調報告の最後には、大貫氏より本年4月に成立した成年後見制度利用促進法(以下、促進法という)の意義である、共生社会の実現、国主導による公的支援の強化、後見の社会化などが示され、あわせてこれを実現する為の基本方針が促進法に明示されていることが語られました。後見偏重から保佐、補助への利用促進、医療に関する意思決定支援、民法改正による死後事務のインフラ整備、市町村の役割強化などです。これからは成年後見制度利用促進会議や成年後見制度利用促進委員会という組織によって促進法を具体化していくことになります。

「促進法成立に大きな役割を果たしてきた本学会は、今後もその行方を見守り支援していく」との力強い言葉で報告は締めくくられました。

午後の部では、午前中の基調報告をも

まず坂本氏より、日本における障害者権利条約(以下、条約という)批准までの経緯や国内法制度整備といった取り組みの紹介があつた後に、条約批准後二年以内に初回の政府報告が必要であり、現在その作成作業中であることが語されました。条約の主要点であることが説明されました。政府報告提出後、数年かけて国連障害者権利委員会による審査が行われることです。

続いて清水氏からは、条約の要請による成年後見制度の見直しを通じて、改正が必要となるであろう民法理論について話がありました。条約12条がいう法的能力をどのように解決するのか、取消権規定の見直しの必要性、代理意思決定廃止や使者概念の再評価など、様々な観点から改正の考察が示されました。先に最高裁判決が出されたJR東海の事件では本人ではなく親族の監督義務者責任の解釈が争われましたが、全ての者が法の前に平等であることを求める条約5条

次に坂本氏より、国連障害者権利委員会が2014年に採択した、条約12条の解釈である一般的意見において、法定代理を排除する趣旨の記載があることへの疑問や問題点が述べられました。例えは植物状態など、意思決定能力がないと認められる障害者に対しても、法定代理を禁じるのか、といった疑問が提示されました。また、条約12条の理念は尊重であることが説明されました。政府報告提出後、数年かけて国連障害者権利委員会による審査が行われることです。

続いて清水氏からは、条約の要請による成年後見制度の見直しを通じて、改正が必要となるであろう民法理論について話がありました。条約12条がいう法的能力をどのように解決するのか、取消権規定の見直しの必要性、代理意思決定廃止や使者概念の再評価など、様々な観点から改正の考察が示されました。先に最高裁判決が出されたJR東海の事件では本人ではなく親族の監督義務者責任の解釈が争われましたが、全ての者が法の前に平等であることを求める条約5条

(つ・い)

報告2

福岡発

第5回 研究大会



第1分科会 障害者の支援
—長期にわたる

リーガルサポート

平成28年6月18日(土)、快晴の福岡市博多区「グランドハイアット福岡」で、リーガルサポート第21回定時総会に先立って、250人強が参加して頭書の研究大会が開催されました。多田宏治理事長の開会挨拶の後、三つの分科会が開かれ、有意義な報告や活発な討論が行われましたので、以下紹介します。



まず、リーガルサポート福岡支部の増島浩二会員による「支部会員を対象としたアンケート」の報告があり、「本人が比較的若年のため支援は長期にわたる」、「高齢者支援の場合とは別の、障害についての理解が必要」などの特徴が報告されたほか、取消権や代理権を行使する問題提起がなされました。

次に、リーガルサポート福岡支部の桝島浩二会員による「支部会員を対象としたアンケート」の報告があり、「本人が比較的若年のため支援は長期にわたる」、「高齢者支援の場合とは別の、障害についての理解が必要」などの特徴が報告されたほか、取消権や代理権を行使する問題提起がなされました。

そして、後記のメンバーによるシンポジウムが開かれ、ケースの紹介と意見交換がなされました。

また、支援の長期化に備えるために、任意後見契約を利用したケース、親族と司法書士の複数後見で対応したケースなどが紹介されました。

なお、「本人との対応に苦慮したり、たとえば司法書士である後見人が出産を控えたときには、一時的に司法書士2名で複数後見にあたるなど、後見人側の負担を軽減するための工夫も大切」との提言がありました。

さらに、地域ネットワークの構築の重要さと苦労を示すケースが紹介され、後に、「司法書士がキーマンとなつてネットワークの構築に貢献していくべき」、「一人で悩まずに、リーガルサポートの仲間と経験や知識を共有していくたい」、「支援が長期にわたるがゆえに本人の成長を実感できるので、積極的に障害者支援に関わっていきたい」などの提言や意見表明がありました。

具体的には、障害者の意思決定支援に関し、就労支援や付添いサービス利用による旅行が本人の自己実現の一助となつたケース、意思の推定が困難な本人に義務教育と高校教育の機会を与えることでの成長につながったケースなどが紹介されました。

（ひ）

プログラム

【報告】成年後見実務における意思決定支援の考え方と現状

①意思決定支援の考え方についての報告
石田 順義氏 (リーガルサポート制度改善検討委員会委員)

②市民公開講座のアンケートからの報告
井上 具美子氏 (リーガルサポート制度改善検討委員会委員)

【ワークショップ】
座長 名倉 勇一郎氏 (リーガルサポート制度改善検討委員会委員長)



第1分科会

公益社団法人福岡市障害者

とで成長につながったケースなどが紹介されました。

第2分科会 —成年後見実務における意思決定支援—



委員会報告では、まず、工藤委員長から市民後見人の定義、存在意義、今後の展開などについて説明がなされ、その後、大山委員から市民後見人育成事業に関する全国自治体アンケート結果の報告がなされました。大山委員は、アン

プログラム

【委員会報告①】「市民後見人育成事業と司法書士」
工藤 均氏（リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員会委員長）

【委員会報告②】「全国自治体アンケート結果報告」
大山 幸太郎氏（リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員会委員）

【報告①】「各地域で支援事業に関わる司法書士の活動方向」
竹本 安伸氏（リーガルサポート福岡支部副支部長）

【報告②】「山梨県笛吹市の事例」
小林 恵氏（リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員会副委員長）

【報告③】「愛知県春日井市の事例」
松尾 健史氏（リーガルサポート常任理事）

【総括】「市民後見人の取り組みの推進に向けて」
岩間 伸之氏（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）

ケート結果の注目すべき点として、「約85%の自治体が育成事業実施をしていない」が、実施をしていない理由の大半が「人員・予算の目途がたっていない」、「育成事業実施の方法が分からず」という回答であり、裏を返せば、実施方法を習得し、かつそれを実行に移せる予算・人員が確保されるのであれば、育成事業を始めることが可能であることを挙げました。

事例報告では、大分県大牟田市、山梨県笛吹市、愛知県春日井市などの中・小規模でありながら市民後見人育成事業が活発な自治体の取り組みや事業の推進方法について報告がなされました。

各登壇者は、養成講座の開催と並行して後見センター等の事業実施機関の



委員から今年
3月5日リー
ガルサポート
主催の市民
公開シンポジ
ウム「成年後
見実務におけ
る意思決定

人自身が意思決定の過程に参加するこ
と。面談を重ねて本人を知ることが重
要であること。後見人はこれらの気持ち
を持つて本人に接することから始めれ
ば意思決定支援は難しいことではな
い」と熱意溢れる報告がありました。

◎事例1「旅行」
資産には充分余裕がある知的障害の
ある58歳女性。今までお出かけが苦手だ
と思われていたのに、ガイドヘルパーと一緒に
ハワイに行きたいと言い出した。母
親は大反対。後見人が旅行のことを詳
しく尋ねると黙り込んでしまう。

過去4回の研究大会ではなかつたグ
ループに分かれて討論するワークショッ
プ形式の研修では、全国から集まつた司
法書士の様々な意見に触れることがで
き、有意義な時間になりました。（る）

何が正解か結論が出る訳ではないと
は言え、全員が司法書士であるにもかか
らず、各自の考え方が実際に様々であ
り、時間が短く感じられました。殊に印
象に残つたのは、「意思決定支援を尽く
そうとする」と、労力も時間もかかるが、
「支援の過程を楽しむ」ことが大事だ。」
という言葉でした。

組織体制整備を行う重要性などを述べ
ました。また各地のリーガルサポート支
部や会員が、市民後見人育成事業を実
施できていない自治体に対し、先進的
な自治体の取り組みや事業の仕組みな
どの有益な情報をもつと発信していく
必要があると述べました。

最後に、岩間氏より今後の市民後見
人育成事業の推進について総括がなさ
れました。岩間氏は、市民後見人の理念
の共有や予防的権利擁護の推進、地域
における「権利擁護システム」の構築が必
要であるとし、市民後見人育成事業を
推進するためには、市民後見人育成事
業単体ではなく、権利擁護全
体の仕組みの推進が
求められて
いると述べ
ました。



第3分科会

—市民後見人育成事業と 司法書士—



報告
3

横浜発

第13回 日本高齢者虐待防止学会

- ▼ 大会長講演「システムズ・アプローチに基づく高齢者虐待防止」
松下 年子氏(横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻・医学部看護学科教授)

▼ 基調講演「高齢者虐待に関する動向」
佐藤 守孝氏(厚生労働省老健局高齢者支援課長)

▼ 特別講演「かしこい高齢者施設の選び方」
松宮 良典氏(ふくろう法律事務所 弁護士)

▼ ランチョンセミナーI「ぐっすりが一番のくすりです
—高齢者の眠りとよりよく眠るために—」
金子 勝明氏(東洋羽毛工業株式会社)

▼ シンポジウムI「新たな家族支援に向けて」
川端 悅史氏(居宅介護支援事業所 ケアマネージャー)
菅原 直敏氏(通所介護施設設設長・神奈川県議会議員)
沼倉 隆之氏(野庭地域ケアプラザ 社会福祉士)
矢吹 知之氏(認知症介護研究・研修仙台センター主任研修研究員・東北福祉大学准教授)

▼ シンポジウムII「法改正に向けて」
永田 久美子氏(認知症介護研究・研修東京センター 研究部部長)
松木 崇氏(横浜仲通り法律事務所 弁護士)
深野 昭江氏(横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢支援課)

▼ ランチョンセミナーII「高齢者虐待を防ぐためのケア専門職のためのチェックリスト」
岸田 宏司氏(和洋女子大学学長)

▼ 一般演題A群「施設・病院における高齢者虐待の実態、研修、課題」

▼ 一般演題B群「虐待者と被虐待者の関係性、養護者による高齢者虐待への対応」

▼ 一般演題D群「高齢者虐待予防プログラム」

▼ 分科会「参加型事例検討会—母子関係から連鎖して起こった虐待事例」

▼ 一般演題C群「高齢者虐待への行政の役割・対応・課題」

▼ 一般演題E群「高齢者虐待の定義、認識、実態」




平成28年7月16日(土)横浜市立大学金沢八景キャンパスにて「高齢者虐待に向けた新たな挑戦」をテーマに開催され、280名を超える参加がありました。充実したプログラムは多岐にわたり、昼食とともにセミナーが行われるという工夫もされていました。

大会長講演では、松下氏から、なぜ虐待が起るのか、その背景を理解した上で、虐待予防に繋がる「家族支援」を主眼にした地域包括支援の実現の重要性や、家族を「システム」と捉え、システムの不調を調整するという観点に基づくシステムズ・アプローチが必須だとの考えが示されました。

厚生労働省の統計
続く基調講演では、
データに関して我が国
の高齢者虐待及び防
止・対応状況等の現況
について丁寧な説明が
されました。

そして、特別講演で
は、松宮氏自身の介護
士経験から、高齢者施
設の見分け方を「教授
いただきました。食事
介助の様子を観察する
こと、介護サービス情
報公表システムを活用
することなどで、虐待
問題が起こりやすい施
設かどうか判断できる
と述べられ、サービスを
受ける者の利益のため
に厳しい目で探求する
法律専門職の姿勢に
共感を受けました。

立ち位置の異なる職種の人々が、
詳細な実態や今後の課題を両者
が一日となりました。次回大会に
応の刷新を求めて」をテーマに
県松戸市で行われる予定です。

立ち位置の異なる職種の人々が高齢者虐待の詳細な実態や今後の課題を共有することができた一日となりました。次回大会は「高齢者虐待対応の刷新を求めて」をテーマに来年7月15日千葉県松戸市で行われる予定です。

者・障害者等虐待防止委員会副委員長力丸寛会員が「高齢者虐待防止と養護者支援における行政の役割」、高齢者虐待事案の対応に関与した司法書士の事例報告から見えてきたもの」と題して、平成26年にリーガルサポート会員を対象に募集した事例につき報告をしました。高齢者の虐待対応の過程で、同じように市長申立による後見開始の審判がなされた2事例を取り上げ、後見人就任後、行政が関与し消極になった事例と、引き続き行政が関与し適切な支援が功を奏した事例とで、対照的な結果となつたのは、行政を中心としたネットワークが継続的な支援を行つたか否かが影響しているのではないかとの考察が発表されました。

学看護学部岸恵美子教授、リーガルサポート田中勇会員)では、家族支援について各シンポジストからそれぞれの視点から、「認知症カフェ」が高齢者を孤立させない役割を果たしている等、意見や対処法が示されました。会場参加者からも質疑を受け付け、さらに議論を深めました。

シンポジウムⅡでは、施行当初3年後の改正が約束されていたはずの高齢者虐待防止法(平成18年施行)が、未だに一度も実質的には改正されていないことから、新たな住まいとして急増しているサ高住などに対する法の網が必要なのではなか等、各シンポジストから法改正に向けての意見、提言がされました。

また一般演題C群では、リーガルサポート高齢

平成27年

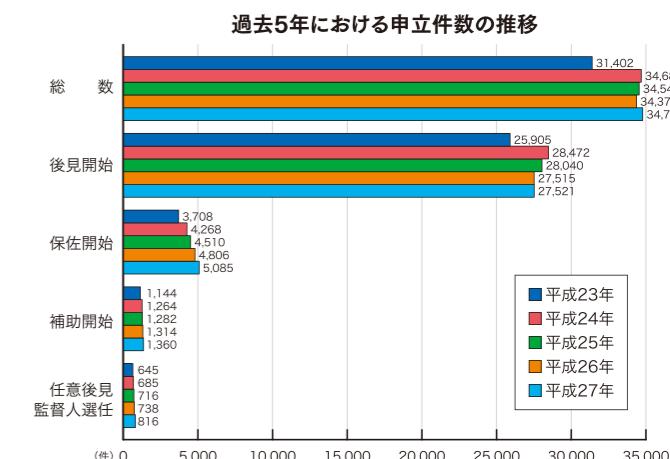
成年後見関係事件の概況

平成27年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものが公表されましたので、その一部をご紹介します。



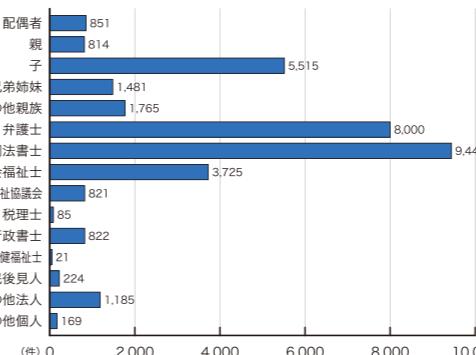
申立件数について

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,782件（前年は34,373件）であり、対前年比約1.2%の増加となっています。
 - 後見開始の審判の申立件数は27,521件、保佐開始は5,085件、補助開始は1,360件、任意後見監督人選任は816件であり、いずれも対前年比増となっています。



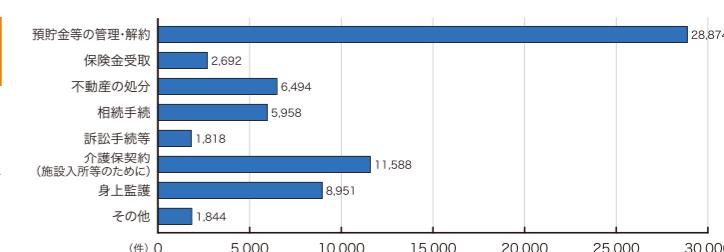
成年後見人等と本人との関係について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係をみると、親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約29.9%(前年は約35.0%)、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約70.1%(前年は約65.0%)であり、新族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。
 - 親族以外の第三者の中では、司法書士が最も多く9,442件でした。



由立ての動機について

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっています。



【最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-平成27年1月～12月-」より】



第13回 Q&Aコーナー

相談内容

未成年後見について



相談者

50歳代後半
鈴木 太郎さん(以下:相)
未成年後見事業準備検討委員会 常任理事
司法書士 久保 隆明さん(以下:回)



回答者

相 最近大きな地震などの災害が多いですね。亡くなられてしまった方々もいます。私にも子どもがいるのですが、災害や交通事故などで親が亡くなり、子どもだけが残されたときは、その子どもの生活はどうなるのでしょうか。災害のニュースを見るたびに私自身不安を感じてしまいます。

相 そうですね。最近では東日本大震災や熊本地震など大きな災害を私たちは経験していますし、いつどこで災害が起きるかは分かりません。私も幼子を持つ身として同じように不安を感じます。民法上、親権者が死亡したときや家庭裁判所の審判により親権の一部である財産管理権が親権者から剥奪されたときは、未成年後見が開始することになります。

相 未成年後見ですか? 成年後見は聞いたことがあるけど。

回 日本の法律では、未成年者は一人で有効に契約などをすることできません。法律上、未成年者が携帯電話を使ったり、一人暮らしのためにアパートを借りたりするには、親権者が代理等の方法により関与して契約を結ぶ必要がありますので、親権者がいない未成年者はこれらの契約をすることができなくなってしまいます。そこで、家庭裁判所が親権行使する者と同一の権利義務を有する者、すなわち未成年後見人を選任することとして、法律は未成年者の権利を保護する仕組みを備えています。

相 未成年後見人が必要となった場合、どうしたら良いのでしょうか。
回 多くの場合は、家庭裁判所に未成年後見人を選任してもらいます。

家庭裁判所に未成年後見人の選任を請求できるのは、未成年者本人、6親等内の血族、3親等内の姻族などです。

相 未成年後見人は具体的にどのような役割を担うのですか?

回 親権者と同一の権利義務を有しますので、未成年者の保育、監護教育、財産管理など、包括的な義務を有します。まさに「親代わり」といえる重要な役割を背負っているのです。

相 「親代わり」って、じゃあ一緒に生活をするのですか?

回 未成年後見人には祖父母などの親族が選任されるケースが多いのですが、そのような場合には、未成年者と未成年後見人が同居して生活をしていることもあると思います。しかし、司法書士などの専門職後見人が未成年後見人として選任された場合には、通常は定期的に未成年者と面談し、生活の状況を把握して、未成年者が健やかに成長することができるようアドバイスをしていくことになります。必ずしも同居するわけではありません。

相 里親って言葉を聞くことがありますけど、未成年後見人と違うですか?

回 里親は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。実際に養育するという部分が、未成年後見人とは大きく異なります。

相 うちの子どもは大学への進学を希望しています。最近はいろいろな大学のパンフレットを取り寄せて、ああでもない、こうでもないと私にどの大学がよいかと聞いてきます。未成年後見人もそのような相談を受けることがありますか?

回 大学進学に限らず、高校卒業に合わせて就職活動をする子どももいます。その際は、自らの経験をもとに、子どもたちがより良い選択ができるように一緒に考えます。当然、未成年後見人は必ずしも進学就職指導のプロではありませんから、学校の先生

などにアドバイスをいただきながらになりますが、学校での二者面談に参加したりすることもあります。

相 そうなんですか。未成年後見人って、いろいろな相談に乗ってくれるのですね。

回 成年後見人は判断能力が低下した高齢者や障害者の権利擁護のために活動するのですが、未成年後見人は成育途中の子どもの権利擁護のために活動します。20歳までの人格形成の過程に未成年後見人が深く関与することになるので、その役割と責任は大きいのですが、同時にやりがいのある仕事であることに間違いはないです。

相 未成年後見っていうことだから、20歳になつたら終了ってことですか?

回 そうです。成人すれば一人で契約などをすることができるようになりますので、未成年後見人の仕事は終了です。その際、預かっていた財産を本人に引き渡すことになります。

相 ご両親が事故などで亡くなつた際には多額の保険金が入りま

ここが知りたい! 特別篇 成年後見制度

よね。20歳の子にとっては多額のお金渡すことになるんでしょ。心配ですね。

回 はい、その点は多くの未成年後見人が悩むところです。ただ、就任してから数年の期間があるわけですから、その中でお金の大切さや使い方、使い道について、きちんと理解することができるよう、教えていくことも仕事の一つなんです。難しいですけどね。

相 子どもの人生がかかっていますからね。子どもは皆健やかに成長してほしいですから。司法書士っていういろいろな仕事をしているのが良く分かりました。

今日は教えていただいてありがとうございました。

回 ありがとうございました。
是非司法書士を様々な分野でご活用ください!



く何不安や疑問は
ござります

リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

未成年後見事業 準備検討委員会

委員長
森田 みさ



当法人は、内閣府から公益目的事業の変更認定を受けることを条件として、未成年後見事業を法人の事業目的として追加する定款の変更をしました。成年後見業務に真摯に取り組んでいる当法人の会員の中には、当法人経由ではない形で未成年後見人に就任し、未成年後見業務を行っている会員が少なからずおります。今回の定款変更は、そのような会員の支援を目的としています。当委員会では、会員が未成年後見業務を行うにあたって、一人で悩まなくて良いように

業務支援を行える体制を構築しようとしています。未成年後見人の候補者名簿への登載要件の検討や研修の企画、業務報告の様式の策定に関する打ち合わせなど、準備作業が山積みなのですが、未成年者が自己の意思を尊重され安全に健やかな成長ができるよう、委員を増員しながら、公益目的事業の変更が認定がされ次第、事業を本格稼働するべく、委員一同頑張っています。

リーガルサポート 成年後見クイズ



正解はこの下に
あります。

初級

Q1.後見人等の職務とされていないのは?

- ① 病院の付き添い ② 財産の管理
- ③ 介護保健契約の締結

Q2.後見人等の権限を称する書面は?

- ① 戸籍謄本 ② 登記事項証明書
- ③ 本人からの委任状



中級

Q3.後見人等になることができるのは?

- ① 未成年者 ② 法人
- ③ 本人に対して訴訟をした者

Q4.後見人等が本人に代わって行うことができるものはどれ?

- ① 遺言 ② 養子縁組
- ③ 預貯金の解約

上級

Q5.後見等開始の審判が確定するのはどのタイミング?

- ① 申立人が審判書を受け取ったときから2週間が経過
- ② 申立人と本人の双方が審判書を受け取ったときから2週間が経過
- ③ 後見人等が審判書を受け取ったときから2週間が経過

正解

初級 Q1:①、Q2:② 中級 Q3:②、Q4:③ 上級 Q5:③

編集後記

今般の熊本地震によって被害に遭われた皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。今なお生活に困難を来している多くの方々に対し、リーガルサポートはできる限りの支援をして参りたいと思います。

さて、ここ数日はリオデジャネイロオリンピックや高校野球で話題には事欠かない毎日ですが、このうだるような暑さの中、皆様いかがお過ごでしょうか。私は先日子どもと大洗の海水浴場に

行きました。冷たい海の中でリフレッシュできるかと思いきや、焼けるような砂浜と混雜した海辺、そして車の渋滞でかえって体力を消耗してしまったような1日でした。子どもが楽しかったと言ってくれたのが唯一の救いでした。

この暑さを乗り切るためにには、どうすればいいのでしょうか。私はビアガーデンで一杯やるくらいしか思いつかないのですが、皆様何か良い知恵をお持ちでしたら是非教えてください。

(い)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

- | | | | |
|---|--|--|---------------------------------------|
| ・札幌支部 011-280-7078 HP | ・千葉県支部 043-301-7831 | ・富山県支部 076-431-9332 | ・徳島支部 088-622-1865 HP |
| ・函館支部 0138-27-2345 HP | ・茨城支部 029-302-3166 HP | ・大阪支部 06-4790-5643 HP | ・高知支部 088-825-3141 |
| ・旭川支部 0166-51-9058 | ・栃木支部 028-632-9420 | ・京都支部 075-255-2578 HP | ・えひめ支部 089-941-8065 |
| ・釧路支部 0154-41-8332 | ・群馬支部 027-224-7771 HP | ・兵庫支部 078-341-8686 HP | ・福岡支部 092-738-1666 HP |
| ・宮城支部 022-263-6786 | ・静岡支部 054-289-3999 | ・奈良支部 0742-22-6707 HP | ・佐賀支部 0952-29-0626 |
| ・ふくしま支部 024-533-7234 | ・山梨支部 055-254-8030 HP | ・滋賀支部 077-525-1093 | ・長崎支部 095-823-4710 |
| ・山形支部 023-623-3322 | ・ながの支部 026-232-7492 HP | ・和歌山支部 073-422-0568 | ・大分支部 097-532-7579 |
| ・岩手支部 019-653-6101 | ・新潟県支部 025-244-5141 | ・広島県支部 082-511-0230 | ・熊本支部 096-364-2889 HP |
| ・秋田支部 018-824-0055 | ・愛知支部 052-683-6696 HP | ・山口支部 083-924-5220 HP | ・鹿児島支部 099-251-5822 |
| ・青森支部 017-775-1205 | ・三重支部 059-213-4666 | ・岡山県支部 086-226-0470 HP | ・宮崎県支部 0985-28-8599 |
| ・東京支部 03-3353-8191 HP | ・岐阜県支部 058-259-7118 | ・鳥取支部 0857-24-7013 | ・沖縄支部 098-867-3526 |
| ・神奈川県支部 045-640-4345 HP | ・福井県支部 0776-30-0016 | ・しまね支部 0854-22-1026 | |
| ・埼玉支部 048-845-8551 HP | ・石川県支部 076-291-7070 | ・香川県支部 087-821-5701 HP | |

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

